

今月のトピックス

令和 6 年 9 月

顧問先社長 経営幹部各位

株式会社 アンジェロ

社労士法人 斎藤マネジメントオフィス・アンジェロ

TEL:03-5356-6377 FAX:03-5449-1088

TEL:048-781-2651 FAX:048-726-0811

URL : <http://slmo.co.jp/>

二次元コードで弊社 HP へアクセスできます。



【今月の担当：青山】

【社会保険適用拡大の対象事業所へ通知が届きます】

令和 6 年 10 月より、厚生年金保険の被保険者数が**常時 51 人以上**の企業等で働く短時間労働者についても、社会保険の加入が義務化されます。義務化の対象となる「**特定適用事業所**」に該当する事業所や該当する可能性がある事業所には、**日本年金機構**から順次下記の書類が届きます。

届きましたら、適用対象者を確認いたしますので**弊社まで書類をご送付ください**。

①令和 6 年 10 月に
「**特定適用事業所**」
に該当する事業所

9 月上旬までに「特定適用事業所該当事前のお知らせ」、10 月初旬に「**特定適用事業所該当通知書**」が送付されます。

※社会保険加入の要件に該当する人については**取得手続きが必要**です

②令和 6 年 10 月以降
「**特定適用事業所**」に
該当可能性がある事業所

9 月以降、毎月上旬までに「特定適用事業所に関する重要なお知らせ」、該当した際に随時「**特定適用事業所該当通知書**」が送付されます。

※通知書が届かない場合でも**加入要件に該当したら手続きが必要**です

【令和 6 年度地域別最低賃金額の答申が公表されました】

各都道府県の地方最低賃金審議会が答申した令和6年度の地域別最低賃金の改定額が公表されています。今年 7 月の厚生労働省の審議会で示された「全国で時給を 50 円引き上げる」とする目安に対し、47 都道府県で**50 円～84 円の引上げ**と賃金上げ幅は制度創設以来過去最高が見込まれます。

最新の情報につきましては、厚生労働省や各都道府県労働局のホームページをご参照ください。

〈都道府県別最低賃金（時間額）〉

都道府県	東京都	埼玉県	神奈川県	千葉県	栃木県	群馬県
最低賃金額 (前年度)	1,163 円 (1,113)	1,078 円 (1,028)	1,162 円 (1,112)	1,076 円 (1,026)	1,004 円 (954)	985 円 (935)
発行予定年月日	10 月 1 日	10 月 1 日	10 月 4 日			

※上記内容につきまして、ご質問等ございましたら、お気軽にご相談ください。